

コロナに係る徴収猶予・減免措置は



浅見 武志



町長

徴収猶予の「特例制度」等に対応する

質問

県では、新型コロナウイルス特別措置法に基づく国の緊急事態宣言解除に伴い、緊急事態措置を終了したが、警戒度の引き下げに当たっては、感染再拡大のリスクを減らす行動が経済・社会活動を再開する前提と強調し、改めて3密回避など「新しい生活様式」の実践を進めている。

当町においても、新たな施策や事業に取り組みなくてはならない。そこで、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対する徴収猶予制度はあるか。

答弁

町長 地方税については、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少し、かつ納付が困難である方に対し、1年間、徴収を猶予できる徴収猶予の特例制度が創設された。

対象となる地方税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等。本制度は担保の提供が不要で、延滞金もかからない。

申請には、申請書のほかに収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要となるが、添付が難しい場合には、口頭により確認することも可能となっている。

質問

減免制度についてはどうか。

答弁

町長 国民健康保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のものが減免対象となる。

介護保険料は、玉村町介護保険条例に保険料の徴収猶予・減免についての規定があり、申請があつた場合にはこれらの規定を適用し対応できる。

後期高齢者医療保険料については、被保険者がいる世帯の主

	徴収猶予	減免
町県民税	○	× ^(※)
固定資産税	○	× ^(※)
軽自動車税	○	× ^(※)
国民健康保険税	○	○
介護保険料	○	○
後期高齢者医療保険料	○	○
水道料金	○	×
下水道使用料	○	×

※税制改正により軽減措置や各種控除の見直しなど支援が図られている

こんな質問もしています

- ・総合窓口ワンストップサービス設置について
- ・新たな経済対策について

水辺の森公園の水路のごみ対策は



月田 均



町長

上流にスクリーンを設置する



水辺の森公園の水路掃除

質問

水辺の森公園はきれいに整備されているが、水路内に農業用ビニールシートやペットボトル等のごみが目立ち、残念な光景である。公園に流れ込む前にごみを取り除くことはできないか。

答弁

町長 農業用排水路から水辺の森公園に流れ込む直前にスクリーンを設置し、ごみの流入を防ぎたい。また河川や水路にごみを捨てないようにホームページ等で周知・啓発していく予定である。

質問

この水路の200メートルほど下流の烏川との合流地点には、多くのごみが散乱していた。この状況を改善していくべきと考えるか。

答弁

町長 住民の方々と協力し、水辺の環境の整備に取り組んでいきたい。

9月入学について

質問

コロナウイルス対応で急浮上した9月入学をどのように考えるか。

答弁

教育長 9月入学には賛否両論あり、クリアしなければならぬ多くの課題がある。しかし次代を担う若者を育てる教育制度のあるべき姿を、9月入学・新学期という観点から議論することは大いに意義あることと考えている。

質問

議論に子供の気持ちも反映されていないのでは。新学期の始まりが、気温が下がり、日も短くなる9月だとしたら、気が重くなるのではないか。

4月のほうが子供にとって喜ばしいことと思うが。

答弁

町長 9月入学は多くの国で実施されている。しかし影響が大きく、相当の検討をしなければ始められるものではない。スタートは気候のよくなる時期がいいのかもしれない。

感染症に対する取り組み

質問

町の感染症への取り組みはどうか。

答弁

町長 感染症予防のため、乳幼児期から高齢期までの幅広い年齢層に対し予防接種を行っている。しかし全ての感染症を予防できるものではなく、個人での衛生管理や規則正しい生活、適度な運動の継続等が必要と考える。

こんな質問もしています

- ・町道横の植え込みの除草について
- ・ごみステーションの問題への対応